

【もくじ】

2021年度愛知県予算への重点要望書

1. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために
2. 大企業頼みではなく、中小企業の技術を生かした経済活性化を
3. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守り、繁栄させる元気な愛知を
4. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を
5. 県民がいきいき働けるルールづくりを
6. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を
7. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを
8. 女性の意見が反映され、人権が尊重される「ジェンダー平等社会」の推進を
9. 文化、芸術、スポーツが光る愛知を
10. 「SDGs未来都市」にふさわしい県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を
11. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために
12. 政府に「戦争法」廃止を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を
13. 県政は大企業の応援でなく、市町村自治と住民生活の応援を

2020年10月1日

愛知県知事

大村 秀章 様

くらし、教育、平和をまもる清潔な革新県政をつくる会
(革新県政の会)

代表 樽松 佐一

2021年度愛知県予算への重点要望書

県民のための日頃からの県政運営とともに、春先からの新型コロナウイルス感染者の対応をはじめ、政府から突如出された学校休業方針による対応や4月の緊急事態宣言による休業要請、行動自粛要請での協力金や給付金の支給をはじめ、県民のいのちと暮らし、営業を支える取り組みに敬意を表します。

アベノミクスによって、大企業の内部留保は積み上げられる一方で、格差と貧困は拡大し、非正規の労働者も増えています。そうした中で、新型コロナウイルス感染症は、私たちのくらしに、過去に例のない事態を生じさせ、地域の中小企業はじめ労働者、学生などに大きな影響をもたらしています。これまで安倍政権がすすめてきた、社会保障費削減のための地域医療構想による医師・病床削減を始め、自治体の職員削減、組織の統廃合、民営管理、業務委託などによって、緊急事態の対応は、直雇用の職員ではまかなえず外部委託によらなければ出来ない状況なるなどこれまでの政策のあり方が問われています。

愛知県は昨年12月、「あいち行革プラン2020」を発表しました。改革の目標は、「日本一元気な愛知」を推進する行財政運営の実現です。しかしその内容は、「効率化優先と行政のスリム

化」に重点が置かれています。新型コロナウイルス感染症では行政の脆弱性が露呈しました。いま、県民のいのちと健康、そして生活を守る視点から、県の役割の「根源的見直し」によるプランの見直し・検討が求められているのではないのでしょうか。全国第2位の財政力を生かし、県民生活優先の行財政改革への転換こそ求められています。

つきましては、革新県政の会は、県民生活を守る立場から、愛知県に対する来年度予算についての要望をまとめましたので提出させていただきます。真摯に検討し応えていただきますよう、よろしく申し上げます。

1. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために

(1) 消費税反対の立場から県民の暮らしを守る愛知を

- ①国に消費税の減税を働きかけるとともに、消費税を県の水道料金や公共料金に転嫁しないこと。
- ②大企業の実効法人税率引き下げ、中小企業の経営を圧迫する法人事業税外形標準課税の拡大に反対すること。

(2) どの子ども安心して育てられる福祉の充実を

- ①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、愛知県が独自に実施した調査にもとづき、さらに子どもの貧困をなくす対策を推進すること。
- ②学習支援への取り組みを積極的に行い、また児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている「無料塾」や「こども食堂」の取り組みをさらに支援すること。
- ③福祉医療制度の見直し縮小はやめ、子どもの医療費無料制度を、通院・入院とも18歳までの拡大をめざし、すぐに通院も中学卒業までに充実すること。入院時食事療養の標準負担額も助成対象とすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- ④児童福祉法 24 条第 1 項に基づき保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たすように、各自治体に対しても指導を行うこと。基準ぎりぎりの「詰め込み」はやめ、配置と面積にかかる基準を自治体独自に上乘せ・拡充し、加配保育士を増やすことに対する支援を行うこと。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差が生じることのないよう、援助や補助を行うこと。
- ⑤「幼児教育・保育の無償化」にあたっては、無償化の対象となるすべての施設が、認可保育施設同等の基準を満たすことができるよう、運営費・施設整備費を補助すること。給食材料費を（全年齢に主食費・副食費とも）無償にすること。少なくとも、「無償化」以前の利用料負担を上回ることがないよう、減免制度を実施・拡充すること。
- ⑥2013 年度から縮小した第三子保育料無料化事業を元に戻すこと。
- ⑦小中学校の給食費の無償に向けて、当面減額や多子世帯に対する支援を県としても実施すること。
- ⑧保育士の長時間労働と低賃金改善のため、待遇改善を国に要請すると同時に県としても独自補助を実施すること。
- ⑨放課後の子どもの居場所として、学童保育の充実をはかるため支援すること。
- ⑩児童福祉法の改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行うこと。また、2カ所しかない一時保護所の増設を行うこと。

(3) おとしよりが安心して暮らせる介護の保障を

- ①高い保険料と利用料を抑え、利用しやすい介護保険に改善のため、公費負担割合を60%に引き上げるよう国に働きかけること。また介護保険料・利用料減免制度を創設すること。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度とすること。
- ②年金収入だけで生活している人も入れる、特別養護老人ホームや小規模多機能施設など高齢者福祉施設を大幅に増やし、特養待機者をゼロにすること。要介護1・2の方の特例入所について、広報を積極的に行い、入所希望者に適用すること。
- ③新しい総合事業については、要支援者の通所・訪問介護サービスなどが期限を区切った「卒業」などの押しつけによって、必要な専門サービスの打ち切りとならないように、県としても市町村を支援すること。
- ④「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、「包括支援センター」は民間事業者への安易な丸投げを行うのではなく、自治体ごとに1カ所は市町村直営とするなど、誰もが気軽に医療・介護の相談ができる公的窓口を数多く設置するよう支援すること。

(4) 誰もが保険証一枚で負担の心配なく受けられる医療を

- ①愛知県国民健康保険制度については、今後も持続可能な運営ができるようさらに国庫負担の増額を国に求めること。同時に市町村国保への県の補助金を復活し、市町村と協力して高い国保税(料)を1万円引き下げをめざすこと。
- ②県とともに市町村も保険者であることを踏まえ、市町村での一般会計の繰り入れや独自の減免制度については、市町村の意向を尊重すること。
- ③18歳までの子どもを均等割の対象としないことについては、市町村が一般会計による政策的減免制度で実施できることを、市町村との間で確認し普及する立場に立つこと。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度となるよう、県としても支援すること。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主も加えること。また被用者などへの傷病手当金の支給を新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても対象となるよう、国に財政措置を要求するとともに市町村を支援すること。
- ⑥後期高齢者医療へ県としての独自補助を行い、広域連合と協力して保険料を軽減すること。
- ⑦すべての被保険者に正規の保険証が交付できるよう、国民健康保険資格証明書発行の中止を国と市町村に働きかけること。

(5) コロナ感染対策を含め、保健・医療体制を拡充・確立するために

- ①新型コロナウイルス感染症対策の体制確立として、保健所機能の拡充やPCR検査センターを増やすなど、必要な人を速やかに検査できる体制を整えること。感染者受け入れ病床・施設を十分確保し、協力医療機関・施設へは十分な財政支援をおこなうこと。
- ②「地域医療構想」の推進にあたっては、安易な病床機能転換や病床削減を行わず、先ず必要病床の不足医療圏の解消に努め、県民医療充実の立場から具体化し推進すること。
- ③医学生への奨学金拡充、研修制度への支援、女性医師の出産・育児等への援助、勤務医の労働条件改善など、総合的な計画を持って医師不足対策を進めること。
- ④県立病院は充実すること。とくに精神医療や障害児・者医療、小児医療やへき地医療などの分野に責任をもって対応すること。
- ⑤12保健所と9保健分室に再編・縮小された保健所を検証し、新型コロナウイルス感染症等に対応できる必要な見直し拡充を行うこと。保健師などの増員により保健所機能を充実し、保健センター・福祉事務所・地域包括支援センター・医療機関・介護施設などと協力して、学区単位

での「地域包括ケア（健康なまちづくり）」のネットワークづくりを進めること。

⑥看護師養成所運営費補助金の補助基準を増額すること。

⑦県看護修学資金の打ち切りはやめ、充実・拡充を行うこと。

(6) 障害者が障害をもたぬ人とともに地域で安心して生活できる愛知を

①身体・知的・精神を問わず、すべての障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設を拡充すること。

②障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担の無償化を進めること。

③40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、一律に介護保険利用優先とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるように市町村に働きかけること。

④障害者グループホームの夜間職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、それが可能な報酬単価に改善するよう、国に要望しまた県としても助成すること。

⑤障害者差別禁止条例の厳格な運用のための体制整備をすすめ、障害者の権利を尊重する広報・教育を拡充すること。

(7) 進められている「愛知多文化共生推進プラン 2022」を一層充実させること

①愛知県内には日本語教育の必要な児童が東京都の 3 倍と日本一多くなっている。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。県として、十分な教育を受けられずに 15 歳以上となった外国人が入学できる夜間中学をつくること。

②外国人が県内で生活するために必要な情報を多言語で作成し、市町村に配布すること。とくに医療・防災・失業・生活保護のように急を要するものはパンフレットにして広く配布すること。またホームページに掲載して誰でも説明できるようにすること。

③相談先の紹介だけでなく、その場で通訳を交えて相談できるワンストップサービスをつくること。また、平日休めない外国人のために土日夜間の相談や、無料通話のできる SNS をつけた相談サービスを行うこと。

(8) 県営住宅の改修・改善を急ぎ空き部屋解消で住む場所に困らない愛知を

①老朽化した県営住宅の建替えをさらに急ぐこと。その際、アスベスト飛散対策を厳重にとること。建替えは P F I 事業ではなく、県が責任をもって行うこと。また計画修繕（大規模修繕）を復活し、県営住宅の長寿命化計画を進めること。その際、エレベーターの設置を促進すること。

②県営住宅の空き家修繕など空き家対策を早急に行い、募集件数を大幅に増やすこと。

③若者が県営住宅に入居できるよう改善すること。また、所得の低い若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。

④一人暮らしの高齢者が増えているが、高齢者の受け入れを断る民間アパートが少なくない。県営住宅に保証人なしで入れるようにすること。

⑤県営住宅の耐震状況と地震対策を明らかにし、県営住宅居住者に周知すること。

⑥アスベスト材が使われている建物の、飛散防止対策を行うこと。

(9) 利用しやすい生活保護制度と生活困窮者への福祉改善を

①生活保護の相談・申請にあたっては憲法 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただすなど、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないこと。

②コロナ禍においては、生活保護利用希望者の増加が予想されるが、申請書を誰もが見えるところ

ろに置き手続きやすく、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保すること。他自治体への行政たらいまわしは起こらないようにすること。

- ③国による生活保護費の引き下げに反対するとともに、引き下げには県の責任で受給者の生存権を守る措置を検討し、市町村を援助すること。
- ④生活保護費引き下げに連動する諸施策が基準引き下げとならないよう市町村を援助すること。
- ⑤生活保護の医療扶助を「医療券」から「保険証」に変えること。
- ⑥申請すればすぐに借りられるよう緊急小口貸付制度を改善すること。
- ⑦生活困窮者への家賃や光熱水費の補助制度を整備・改善すること。

2. 大企業頼みではなく、中小企業の技術を生かした経済活性化を

- ①中小企業を主役に大企業とも連携をはかりながら、愛知の豊かな森林資源を活用したバイオマスイエネジーの活用や小水力発電など、地域に貢献する事業を基に、経済活性化をめざすこと。地域内で産業、雇用、消費を増やし、内発型・循環型の地域経済・産業の自立化をめざすこと。企業間・異業種間の連携をすすめるため連絡会議を設置すること。
- ②農林水産、大・中・小の商工業、観光などの分野代表で構成する審議会を設置し、県民の声を大事にした愛知の地域経済の活性化施策をつくること。
- ③環境保全や地域防災を担う中小企業の建設・土木工事への経営支援を強めること。重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成制度を創設すること。
- ④雇用でも経済効果でも地域経済へ大きな比重を占める介護・福祉事業分野の中小規模各種法人への事業改善と継続のための支援を行うこと。介護従事者の負担軽減、福祉充実につなげるため、中小企業の技術を活用した福祉ロボットの研究、開発への援助・支援を行うこと。
- ⑤大企業には下請け単価の適正化や内部留保の還元など、企業の社会的責任を果たすように働きかけを強めること。

3. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守り、繁栄させる元気な愛知を

(1) 中小業者特別支援施策を実施すること

- ①コロナ禍で売上が減少する全小規模事業者を対象とした直接支援施策を実施すること。
- ②国の持続化給付金の対象になっていない「売上が昨年比 20%～50%減少している中小業者」への支援を行うこと。
- ③国の家賃支援給付により、給付されない家賃の約 3 分の 1 の部分を、県が給付すること。
- ④県・国・自治体の全ての支援施策の相談が可能な窓口を設置し、経営・生活支援をワンストップで相談できるようにすること。そのための十分な人員を配置すること。
- ⑤上記の財源は、国の第 2 次補正予算の交付金 3 3 6 億円と昨年度末残高 9 5 3 億円の財政調整基金を充てること。
- ⑥愛知県中小企業振興基本条例にもとづき、施策の検証や充実を図るため、振興会議を設置すること。その際、小規模企業の支援団体として愛商連の代表を委員に選任すること。

(2) 地方税等の減免制度と徴収猶予について自治体に働きかけること

- ①コロナ禍で収入・所得が激減することが見込まれる全世帯の住民税減免を行うこと。また、納

期限後の減免を認め、遡って減免できるようにすること。

- ②地方税等の徴収の猶予は総務省通達に沿って行うこと。自治体窓口での親切丁寧な相談と徴収の猶予の認定を行うこと。
- ③現在の厳しい生活環境を十分に考慮し、過去に発生した地方税とそれに伴う延滞税についても、特例猶予制度の趣旨に沿った対応を行い、差し押さえ等の強権的な徴収を行わないこと。

(3) 全中小業者に必要な資金を融資し、中小業者の経営を守ること

- ①国・自治体の中小業者向け融資制度拡充の趣旨に沿い、資金が必要な全ての中小業者に融資を行うこと。
- ②審査に当たっては、コロナ禍での厳しい経営環境を十分に考慮し、既往債務の実績や返済能力など金融ベースでだけで判断しないこと。
- ③返済条件の変更に柔軟対応し、新たに発生する保証料などを県が負担すること。
- ④制度融資は、県がイニシアティブを発揮し、愛知県信用保証協会や金融機関を指導し、公的融資制度の役割発揮に力を注ぐこと。

4. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

- ①国にTPP11および日欧EPA協定の県内農業に対する影響について適切な対応を求め、日米自由貿易交渉から撤退するよう国に働きかけること。
- ②国に対して、国の責任で農産物の需給を安定させること、生産費を償う「戸別所得補償の復活」を働きかけるとともに、県独自の所得補償施策を進めること。
- ③主要農産物種子法の復活を国に求めること。
- ④名古屋港周辺などでは、遺伝子組み換えの菜種と在来種との交配の事例が生まれている。遺伝子組み換え菜種との交配による汚染が広がらないように、対策を進めること。
- ⑤免税軽油申請の手続きを簡素化すること。
- ⑥治水対策の効果がなく自然破壊の要因となり、県財政の負担増大となる設楽ダム建設計画は中止すること。
- ⑦畜産、野菜、畑作、果樹、花卉（かき）なども、品目ごとの実態に即した価格保障と所得補償の拡充で、安定して農業を維持できる条件を整えること。
- ⑧県内の公共建築に県内材の利用促進をはかること。また、森林税を活用して森林の保全と里山の整備を促進すること。
- ⑨漁師が安心して漁業に従事できるため、魚価の安定対策を強化し、最低価格保障や所得補償ができる制度を創設すること。漁場を守るためにも伊勢湾・三河湾の自然を守る施策を行うこと。
- ⑩愛知県は、あさりの生産量日本で全国の6割を生産しており、あさりの稚貝が多くとれる六条潟の保全・三河湾の環境保全と再生をはかること。
- ⑪2019年から国連が定めた「家族農業の10年」がスタートしている。愛知県でその推進のための施策をすすめること。
- ⑫新型コロナウイルス感染症拡大の影響で需要の「消滅」により生まれた2019年産米の「過剰在庫を備蓄米として追加買入を行うことにより、2020/2021主食用米需要環境を改善し、2019年産、2020年産米の価格下落を阻止するよう国に求めること。
- ⑬肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の農家負担金を免除するとともに、負担金免除相当額の交付額の削減をやめ、不足分は政府が手当てするよう求めること。また、算定方式は従来どおり都道府県毎の地域算定方式を認め、地域の実情に合わせた制度運用とするよう国に求めること。

- ⑭地球温暖化で、台風や豪雨などの自然災害が毎年発生している。共済制度に農家が加入しやすいように補助をおこなうこと。

5. 県民がいきいき働けるルールづくりを

- ①コロナ禍に伴う自粛・休業で、休業手当が支払われない労働者が多数いる。県内の企業・事業者に対して支払うよう知事が率先して呼びかけること。とりわけ雇用調整助成金給付は大幅に改善されており、休業手当 10 割の支払いを呼びかけること。また、期限を区切らず終息のめどが立つまで延長することを国に働きかけること。
- ②アルバイト学生は労基法を知らないことや、経営者・店長などとの関係でも無権利状態にあり事態は深刻である。また 5 人に 1 人が退学を検討するなど、日本の未来にとっても放置できない問題である。労働局や経済団体とも協力して違法状態の解消と新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の周知に努めること。
- ③36 協定締結状況を労働局とも連携して調査し、違法な時間外労働、長時間労働をなくすこと。同協定の「特別条項」締結によって認められる上限 100 時間未満の時間外労働の上限規制は、過労死を合法化するものであり廃止するよう国に働きかけること。
- ④解雇の金銭解決制度化や裁量労働制の拡大は行わないよう国に働きかけること。
- ⑤国の「地方分権改革に関する提案募集」について、「すべてのハローワーク及び都道府県労働局の職業安定部（ハローワーク事業の統括部門）の事務を都道府県に移譲する」という申請は、国が実施すべき事業であり取り下げること。
- ⑥コロナ禍のもとで、県および県内の市町村で、P F I 事業、業務委託、指定管理者制度などの受託業者で労働基準法等の法令違反が相次いでいることが明らかになった。法令遵守を徹底すること。公契約条例制定後の実態を調査・検証し、また報酬下限額の設定などの条例改正を行うこと。報酬単価は時給 1500 円以上とすること。
- ⑦最低賃金は全国一律で時給 1500 円とし、これと合わせて中小企業支援の抜本的強化を行うよう国に求めること。
- ⑧パンフレット「知ってる？働くルール！」の内容を充実するとともに、さらに発行部数を増やし高校などで活用できるようにすること。また、愛知県には外国人労働者が多いことをふまえ、母国語解説付きのパンフを作成すること。SNS を活用した相談窓口をつくるなど愛知労働局と連携し、労働相談体制を充実すること。
- ⑨2021 年 4 月から、正労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム・有期雇用労働法が中小企業でも適用となる。違法状態が多発することのないように、愛知労働局とも協力して周知に全力をあげ、就業規則作成などに関する相談体制を強化すること。
- ⑩労働者優先の労働者研修センターを設置し、安価な会議室、ホールを提供すること。
- ⑪県労働委員会が労働者の救済機関としての役割が果たせるよう、公益委員には労働問題の専門家を任命すること。
- ⑫県労働委員会の労働者委員の任命は、連合独占を改め多様な労働者の意見を反映するよう、公正に行うこと。また、半数を女性の委員で選任すること。
- ⑬ILO 結社の自由委員会の報告・勧告をふまえた労働基本権の確立を柱とする民主的な公務員制度の確立を国に働きかけること。
- ⑭中小企業に働く労働者の賃上げが可能となるような支援策を具体化するとともに、国に対して要請すること。たとえば、新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発などへの助成の拡充、および社会保険料負担軽減を図るため、国・県で一定割合を助成できるように検討すること。
- ⑮福祉、保育職場、とくに障害者福祉施設および介護施設に働く労働者の雇用安定のために、「福

社人材確保指針」の趣旨にもとづき、県として独自の補助制度を創設・拡充すること。

6. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

- ①「正社員が当たり前」の社会に向けて、県はその先頭に立つこと。「ブラック企業規制条例」を制定し、「ブラック企業」の実態を県として調査・把握し、指導を行うこと。また、「ブラック企業」「ブラックバイト」で働く青年の相談窓口を開設すること。
- ②県内の大学・専門学校・高校などと連携して、社員一人ひとりを大切にする「優良企業」の認定・公表を行うこと。
- ③若者の就労支援の取り組みを強めること。県として生徒・学生の就職支援の相談窓口を拡充するとともに、市町村に青年・学生を対象とした就職（就労）支援の相談窓口を開設すること。
- ④いま、奨学金の返済に苦勞する学生が非常に増えている。県独自に給付型奨学金制度をつくること。また、県内の中小企業に就職する若者への奨学金利子返済補助制度の創設など、奨学金返済についての補助制度を設けること。
- ⑤県立大学の授業料の軽減を図り、家庭の年収が500万円以下の学生の入学金・授業料の減免制度を設けること。
- ⑥若者のサークル活動や文化活動を促進するため、その活動を保障する公共施設（青年の家や各種スポーツ施設など）の拡充を進めること。また、そのためにも職員体制の充実を図ること。
- ⑦コロナ禍の中で、生活困窮し退学を検討する大学生が少なからず見られることに対して、県としても緊急に支援策を講じること。

7. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を

- ①小中学校での教育活動に不可欠な給食費、教材費など学校納付金を無償にすること。
- ②高等学校では県独自の教育無償化制度を導入すること。当面年収500万円以下の家庭の子どもへの教育活動に不可欠な教材費、生徒会費など学校納付金を無償にすること。また国へ「高校無償化」復活を申し入れること。需用費を大幅に増額し、消耗品等の費用を保護者に負担させないこと。
- ③定時制・通信制に通う子どもたちの就学を保障するため、支援制度を充実すること。
- ④県立高校の空調設備について、保護者負担を強いることなく県教委の責任で全校、全室（体育館を含む）に整備すること。また、市町村立の小中学校への空調設備設置のため、補助金を交付すること。
- ⑤私学助成を増額し、保護者負担を軽減すること。
- ⑥就学前保育・教育について、無償化制度導入を進めること。

(2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

- ①全国最低レベルの小、中、高、特別支援学校に対する予算を、大幅に増額すること。
- ②新型コロナウイルス感染防止と、子どもたちに豊かな学力を保障するため、小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早期に実現すること。
- ③全ての学校に正規教職員を増やし、教員の長時間労働を解消すること。「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないこと。
- ④スクールカウンセラーを全校に配置し、スクールソーシャルワーカーは有資格者とし、全校をカバーできる配置にすること。

- ⑤学校から体罰を根絶し、子どもの権利条約にもとづいた教育を進めること。
- ⑥遠距離通学となる統廃合は行わず、小規模校・地域の小中学校を守ること。
- ⑦学校給食は、子どもの健康と食の安全を守るため自校直営方式を推進すること。給食の民間委託を行わないこと。
- ⑧希望するすべての子どもたちが高校に進学できるよう学習支援体制を整備するとともに、高校の計画進学率を増やすこと。
- ⑨過大・過密解消、長時間で遠距離通学解消のため、今後も新たな障害種別の障害児学校（特別支援学校）を計画的に建設すること。また、小中学校での障害児学級や障害児学校の重複学級を増やすなど障害児教育を充実すること。
- ⑩障害児学校（特別支援学校）の空調設備設置に伴う電気代等、予算を増額すること。
- ⑪県立学校の老朽校舎・危険校舎を早期に改築、改修すること。トイレの温水洗浄機付き暖房便座の整備を行うこと。
- ⑫ICT情報・通信機器については教育格差が広がらないよう、早急に条件整備を行うこと。
- ⑬教科書採択のための教科書展示会の会場を市区町村に1カ所配置し、人的配置など予算措置を進めること。
- ⑭不登校生徒、高校中退者、無業者に対する、学び直し、および自立支援の取り組みの充実を図ること。
- ⑮外国人の子ども、日本語を母語としない子どもの不就学をなくすこと。外国人生徒教育支援員の予算を拡充、および日本語教育の予算措置を行うとともにすべての学校に必要な人数を配置すること。また、日本語学校などの市民の取り組みを支援すること。
- ⑯義務教育（小・中学校）中でつまづいた子どもたちの学び直しを奨励するために、夜間中学校を県内に配置すること。
- ⑰朝鮮学校など、民族教育をすすめる教育施設助成に、差別的措置をしないこと。

8. 女性の意見が反映され、人権が尊重される「ジェンダー平等社会」の推進を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

- ①憲法を大切にし、県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などにに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる分野でジェンダー平等（性別にかかわらず平等）を推進すること。
- ②男女共同参画推進条例については、よりジェンダー平等の視点に立った男女平等推進条例に改正すること。
- ③子どもの発達と心身にそくしたジェンダー教育、「性の多様性」教育を推進すること。
- ④DV（配偶者等からの暴力）の実態、性暴力被害者支援ワンストップセンターの存在や活用方法を広く県民に知らせ、増設もすること。
- ⑤県の各種審議機関委員の女性の比率を4割以上に引き上げること。県管理職は、職員の男女比率に応じて登用すること。
- ⑥性的少数者（LGBT）に対する理解を深め、差別や偏見をなくすように啓蒙活動を進めること。
- ⑦選択制夫婦別姓を実現する民法の改正と、性暴力を根絶するための刑法改正を国に強くもとめること。
- ⑧日本軍「慰安婦」問題解決のために、日本政府に対し「課題の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行う」よう求めること。教科書などに「慰安婦」問題を記述して次世代に継承する

ことを強く働きかけること。

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

- ①女性の正規雇用を促進するよう、産業界や教育界などに働きかけること。
- ②男女雇用機会均等法に基づき、愛知労働局と連携し、賃金、処遇など女性への差別を是正するよう企業に働きかけること。
- ③家族内労働を評価しない所得税法 56 条を廃止し、自営業と農業の女性労働を正當に評価するよう国に働きかけること。
- ④誰もが働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修や講演の推進など、周知徹底させる取り組みを強めること。
- ⑤誰もが安心して出産・子育てができるよう、マタハラや逆マタハラ、パワハラなどの防止のため、労働局とも連携しながら周知・啓発のとりくみを強めること。

9. 文化、芸術、スポーツが光る愛知を

(1) 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を

- ①コロナ禍で疲弊した文化・芸術を支援するために抜本的な財政措置や対策を行うこと。
 - ア)演劇・音楽・映画3団体の「文化芸術復興基金」の創設を国に働きかけること。
 - イ)安全に公演ができるよう、出演者、スタッフに対し、希望すればPCR検査を自治体の費用で行うこと。
 - ウ)県の要請で自粛した公演、教室には損失補填をすること。申請書類は簡単にすること。
 - エ)新型コロナウイルスの感染防止で定員の半分の入場になった公演の損失を補填すること。
 - オ)保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に演劇、音楽、映画、絵画、写真などの文化に触れる場をもうけること。その際地元文化団体も加えること。
- ②現在わずか国家予算の0.11%にすぎない文化予算を、フランス(0.88%)や韓国(1.05%)並みに大幅に引き上げるよう、国に働きかけること。
- ③すでに制定されている愛知県文化芸術振興条例の実現徹底を図り、県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を応援すること。
- ④小中学生に文化に触れる機会を促すために、県が管理する芸術・文化施設の入館料を無料にすること。また、美術学生にも入館料を無料にすること。働いている人のため入館時間を延長すること。
- ⑤2013年3月策定の「文化芸術創造あいちづくり推進方針」の地元文化団体への周知をはかること。地元文化団体等との懇談会を定期的開催し、その要求を十分くみとった施策を行うこと。
- ⑥あいちトリエンナーレは、地元芸術家作品もとり入れるなど、地元密着型を重視すること。なお開催にあたっては、愛知県美術館などを利用している団体との懇談会を行い、開催内容を検討すること。また不当な圧力に屈しないこと。
- ⑦鶴舞の県勤労会館跡地は、演劇や音楽の公演・鑑賞ができる場として、名古屋市内に少ない「中ホール」施設の建設を検討すること。
- ⑧ウインクあいち(愛知県産業労働センター)など県の施設の利用料が、同規模の名古屋市の施設と比較して高く、また公共施設のもつ公共的性格から引き下げること。
- ⑨愛知県芸術劇場をセンターとして、ユニークな活動を展開している知立市、長久手町、岡崎市、豊橋市などの劇場とネットワークを築き、経済効果も期待できる同一企画の巡演を検討すること。

- ⑩指定管理者運営の愛知県美術館の規則を、管理者の都合だけを最優先しないように改め、県民、利用者の立場に立った運営に改善すること。また、同美術館の利用料の大幅な減額を行うこと。
- ⑪県内で活動する文学団体や同人誌の文芸雑誌発行に対して、郵送料の補助など支援を県独自で行うこと。また国にも定額での送付の措置など対応を働きかけること。
- ⑫県内のすぐれた文化人の死去等に伴う寄贈蔵書等の保管を必要に応じて行うこと。そのための財政的措置を行うこと。
- ⑬日本国憲法で謳っている「表現の自由」を守ること。憲法を守ることを明記した行事に、憲法を守る立場の自治体として「政治的中立」を理由とする「後援拒否」をしないこと。

(2) スポーツのあり方を県民本位の施策で

- ①2020年東京オリンピックの2021年への延期に伴い、県の施設の県民の利用制限が発生しないよう万全な対策をとること。2026年には愛知県と名古屋市共催によるアジア競技大会が予定され、ただでさえ足りない県内スポーツ施設が、さらに利用困難になる恐れがある。長期的な施設計画をたてて利用者負担の低減を行い、より多くの県民がスポーツを日常的に楽しめる県政をめざすこと。
- ②いつでも、どこでも、誰もがスポーツが行えるよう、また時間がない、お金がない、施設がないの「3ない」から脱却できるよう施策の充実を図ること。
- ③スポーツから暴力、ドーピングの撲滅のため、啓発活動を行うこと。
- ④高等学校の体育施設の県民開放の利用時間と利用対象の拡大を行うこと。また大学、企業の体育施設の活用制度をつくること。
- ⑤新規施設の建設では、計画段階で県民要求を取り入れるタウンミーティングを積極的かつ定期的に行い、県民へ計画・予算の情報を開示すること。
- ⑥名古屋市には市障害者スポーツセンターがあるが、愛知県には障害者が日常的にスポーツに親しめる施設がない。施設建設と環境づくりを早急にすすめること。
- ⑦草の根の国際スポーツ交流が促進できるよう、施設利用料の減免を図ること。
- ⑧施設不足で休日等に会場が確保できない状況が多くなっている。また愛知県武道館は使用料が名古屋市の約4倍と高額である。県民が手軽に使用できる料金に見直すこと。
- ⑨愛知県発行のパンフレット「あいち財政の概要・2020年5月」で、スポーツに関しては、ラリージャパン、2026アジア競技大会、2021国体、新体育館整備の記載だけで、日常的な県民スポーツ活動の要求に応える施策が乏しい。施設、利用料、開館時間を県民の要求にそうものにする。
- ⑩愛知県スポーツ会館は県民の反対を押し切り一方的に廃止をし、いまだ外観は解体にも着手せず放置されたままである。県民要求を無視し、要望書さえ主幹の一方的な判断で県知事に知らせない行為は断じて許される行為ではない。情勢変化などで計画変更、延期であれば当面、コロナ対策をしてのスポーツ会館の復活を望む。また今後の新愛知県体育館建設の計画も含め情報公開と、県民との対話を行い、県民の要望を県知事が知らないなどという行為を決して取らないこと。
- ⑪消費税の税率引き上げを理由とした施設利用料の値上げを行わないこと。
- ⑫全国各地で取り組まれているコンベンション支援制度を具体化し観光活性化をはかりながらスポーツ団体への金銭的援助を行うこと。

10. 「SDGs 未来都市」にふさわしい県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と県民の健康と安心を第一に

- ①実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進めること。
- ②PM2.5の環境基準達成のために、発生源の究明と具体的な対策を進めること。
- ③年齢や地域などの制限を付けない、ぜん息医療費助成制度を創設すること。
- ④アスベストを「封じ込める」措置をした施設も、震災によって損壊し、飛散させる危険がある。措置済みの県有施設から計画的にアスベストを撤去すること。アスベスト調査・撤去への助成を、全市町村で実施できるよう働きかけること。

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

- ①パリ協定の2030年度の温室効果ガス排出削減目標である、2010年度比約45%削減、2050年度には正味ゼロを可能にする、具体的取り組みを進めること。
- ②県有施設に太陽光、風力、小規模水力など再生可能エネルギー発電施設を設置すること。
- ③中部電力武豊火力発電所のリプレース計画はじめ石炭火力発電所の新設は、温室効果ガス排出削減に整合せず、中止を含め計画の見直しを求めること。

(3) 「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、以下の施策を計画的に

- ①国や電力会社に原発ゼロへの政策転換を働きかけること。
- ②南海トラフ巨大地震の震源地の真上にある浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ③福井県内にある原発群の再稼働に反対し、廃炉を求めること。
- ④住民の声を反映できるよう「愛知県地域エネルギー条例」を制定し、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの開発と普及を計画的に取り組むこと。
- ⑤電力自由化を契機に、県として原発に依存しない電気事業者との契約変更を積極的に進めること。

(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

- ①設楽ダムは、環境を大規模に破壊し、利水、治水の面でも不要である。ダム事業から撤退すること。昨年の渇水でも大きな影響のない節水で対処できており、水道用水使用権を返上し費用負担を止めること。ダム建設地には多数の断層が通っており、大規模な岩盤滑り(深層崩壊)を繰り返しており、設楽ダム本体工事に前に第三者の専門家からなる、検証委員会を立ち上げ、地質地盤の科学的検証を行うよう、事業者に申し入れること。
- ②木曾川水系連絡導水路計画は、過大な水需要予測に基づくものであり、県として「建設に同意しない」との考えを固め、中止するよう国に働きかけ、県として事業から撤退すること。長良川河口堰の開門調査を早期に実施するとともに、国に「合同会議」の開催を申し入れること。
- ③名古屋港浚渫土砂の中部空港沖への埋め立て計画、中部国際空港2本目滑走路計画は中止すること。名古屋港の浚渫土砂は干潟の再生、貧酸素塊が発生する伊勢湾中央部深場の改善など環境保全に寄与する分野に活用すること。
- ④国道155号・西知多道路は現在の交通状況から見てまったく必要なく、1400億円かける道路建設はムダな事業であり、その財源を県道の保全に回すこと。新たな空港へのアクセス道は不要であり、ムダな西知多道路計画は撤回すること。

今、愛知県に求められる道路行政は、数十年に一度と言われる豪雨による、道路の陥没・崩壊、崖崩れ、橋の崩落等による被害を食い止めるために、県管理の国道・県道、橋などの危険箇所の調査・点検を行い、随時でなく、ただちに補修、掛け替え、崖崩れ防止策など、県民の安全・安心に役立つ計画の転換を行うことである。

- ⑤コロナ禍における典型的な三密のカジノ産業は、ポストコロナの社会でも斜陽産業であり、根底から成り立たない。刑法が禁じる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症などを生む、カジノは誘致しないこと。国際都市の名のもとに、カジノを含む統合型リゾート（IR）で、人の不幸をうみだす事業は自治体の仕事ではない。国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。
- ⑥ポストコロナを見越して、高すぎる愛知県国際展示場の貸し出し料金を見直すこと。国内での需要拡大のため、企業活動だけでなくNPOなどの非営利活動の需要にも応えるため、低額料金での貸し出しも工夫すること。空からも鉄道からも交通の便が良いことから、名実共に多彩な「エンターテイメント」会場となるよう工夫すること。
- ⑦産廃処分場の認可にあたっては当該市町村および地域住民との同意を条件にし、環境保全を最優先すること。ダイコー事件（食品廃棄物の横流し事件）に学び、産廃処理業者への監視・調査・指導を徹底すること。

(5) 環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で

- ①現行環境影響評価制度を、「構想、計画段階からの実施」「ゼロオプションをふくむ代替案の追加」「必要性に対する評価」「市民参加の充実」など、戦略的環境影響評価制度の内容を持ったものに見直すこと。
- ②規模が小さいなどの理由で環境影響評価の対象とならない計画でも、県が関わる事業では、大気、騒音、自然環境など影響調査を実施し、住民への説明を行うこと。

(6) 環境首都あいち（環境先進県）をめざしてより積極的な施策を

- ①関係する自治体や自然保護団体と協力して、一色干潟、汐川干潟、六条潟など、三河湾の浅瀬・干潟を保全し、ラムサール条約登録地とするよう働きかけること。
- ②貴重な自然環境を守るため積極的に「自然環境保全地域」を指定し保全に努めること。
- ③県有施設においては植栽などに極力農薬を使用しないこと。施設建設にあたってはできるだけ化学物質を使わない、人にやさしい建材を使用すること。
- ④持続可能な開発目標（SDGs）に対応した計画を策定すること。
- ⑤アサリ、ノリ等の漁業振興のためにも伊勢湾・三河湾の環境保全・再生を進めること。リンの濃度を適切に管理すること。

(7) リニア中央新幹線事業は中止して県民生活に必要な交通基盤の拡充を

- ①リニア中央新幹線は現行新幹線と比べて4倍以上の電力を浪費し、CO2排出量も4倍になり地球の温暖化を促進する。また、トンネル工事で地下水の枯渇や自然環境、生活環境の破壊が避けられない。県としてリニア新幹線事業への協力および県の関連事業の推進を行わないこと。
- ②リニア中央新幹線工事では、静岡県側の水問題解決への要望に対して、JR東海の科学的根拠が貧弱なことから、工事の進行がストップしている。愛知県においても、リニア工事に対する県民の疑問・不安・要望を受け止め、JR東海と交渉する県の組織・機関を設置し、その交渉の経過・結果を県民に速やかに公表すること。
- ③静岡県が設置した「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」は、リニア事業において有識者、県民の意見を集め議論する模範的な組織だと考える。愛知県も静岡県を見習って、中央新幹線環境保全連絡会議を設置すること。
- ④リニア工事で発生する残土の処理、要対策発生土の処理では、県内でも、2014年に認可された環境影響評価書から外れてJR東海の対応がされている。環境アセスをやり直すように国とJR東海に求めること。

- ⑤知事が環境影響評価準備書に対して提出した 55 項目の意見が、事業者たる J R 東海によってどこまで配慮されているのか、知事の手によって項目ごとに精査して示すこと。
- ⑥当面、県として県民生活を守る立場から、J R 東海などに下記 5 項目を緊急に指導し、実施させること。
- ア) リニア工事の発生土運搬ダンプ、生コン車の走行ルートの周辺住民は、騒音、振動、排気ガスと 10 年以上も苦痛を強いられる計画である。発生土処分先として瀬戸市と東海市への搬入はこれ以上行わないように J R 東海に指導すること。
- イ) 坂下非常口立て抗工事が深夜 3 時まで 1 年 7 ヶ月も行われ、住民の健康被害が懸念される。住民の生活に多大な影響を与える事業は、J R 東海任せにせず、県が県民の生活を守る対策を事業者に求めること。
- ウ) 名古屋駅周辺では、開削工事区域での立ち退きや都市トンネル区域での区分地上権設定のための地権者の用地買収が、土地収用法を根拠に強権的に行われようとしているが、実行にあたっては地権者をはじめ沿線周辺住民の意向を尊重すること。
- エ) 自然環境、生活環境を守るため、「環境保全協定」を J R 東海と締結すること。
- オ) J R 東海に在来線の無人駅に駅員を配置するよう働きかけること。
- ⑦ J R 東海は、これから進めようとしている大深度地下工事は地上権者には影響を与えないとしているが、東京外環道路の工事では同じ工法で貧酸素ガス（殺人ガス）が地表に噴き出す被害が発生している。地上権者への地下使用にかかわる補償も含めた丁寧な計画の説明を行うよう、J R 東海を指導すること。

11. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(1) 地震・津波・高潮・豪雨・竜巻などの災害から県民を守るために

- ①改定された災害対策基本法にしたがって、愛知県の地域防災計画および市町村の地域防災計画を見直すこと。
- ②第三次愛知地震対策アクションプランにかかげた、2023 年度までの具体目標について、市町村ごとの達成状況を毎年度公表して到達状況を明らかにするとともに、目標達成のための市町村への支援策および県独自の施策を具体化すること。
- ③南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された豊橋市、田原市、南知多町について、住民と来訪者が全員避難できるだけの津波避難施設の整備など、自治体が進める防災対策への支援を強化すること。
- ④津波災害警戒区域では、避難促進施設の整備、地域防災計画の改定、津波避難訓練の実施など津波防災地域としての対策を強化すること。津波避難ビルやタワーだけでなく、人工の高台公園型や、歩道橋型の津波避難施設など、公園や広場として日常的に利用可能な避難施設を増やすこと。命山（避難するための人工の丘）や避難ビルの整備、堤防・水門の総点検、大規模改修、耐震性強化などをすすめること。必要な地域では市町村との連携を強め津波災害特別警戒区域の指定を急ぐこと。
- ⑤熊本地震の被災状況も踏まえて、大規模盛土造成地分布状況、規模を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を促進すること。住宅の耐震、部分不燃化対策、マンションの耐震改修など建物の耐震性強化の支援、家具等の転倒対策の強化をすすめること。
- ⑥福祉避難所の絶対数を増やすこと。福祉避難所となる施設に対し、耐震化はもちろん、要援護者を収容できるスペースと必要な人員の確保を行政の責任ですすめること。避難方法についても、要援護者は直接、福祉避難所で受け入れる仕組みに改めること。
- ⑦ 7 月に策定した、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて、実

態に即して、たえず改善をはかること。とくにジェンダー平等の視点を重視すること。

- ⑧ コロナ禍のもと、避難所での密閉・密集・密接を避けるため多様な形態の避難所を必要数確保すること。県の避難所運営マニュアルでは、在宅避難や縁故避難を多様な避難形態の例と挙げるが、極力、個人任せにせず、小中学校では体育館に加えてエアコンが設置された教室の積極的活用、旅館やホテルなどの宿泊施設、企業の会議室や研修センター、大学、高校、専門学校の利用、車中避難者のための駐車場など避難所として準備すること。
- ⑨ 避難所における基本的な生活衛生環境の整備を強力にすすめること。県の避難所運営マニュアルでは、1家族を単位として3m×3mの区画を割り当て、家族間の距離を1m以上あけているが、一人当たりスペースを4㎡（対人2m距離）確保することを新たな基準として、国際基準であるスフィア基準に適合した避難所の整備・運営ができるように国に要求すること。県として少なくともTKB（清潔なトイレ、温かい食事、地面より高い寝床）を用意し、個人の尊厳を守れる空間を用意するために、あらゆる施策をとること。そのためにも、避難所となる体育館のエアコン設置、自校方式の給食室をもつ学校や施設の整備を日常的に進めること。
- ⑩ 感染症の早期発見と予防のために、県の避難所運営マニュアルで示した、区画の振り分け（ゾーニング）を徹底するとともに、避難者の健康状態の確認と避難所などの衛生状態をチェックし、必要な改善指導ができる保健師など保健所業務の人的体制を抜本的に強化すること。感染者の隔離および医療機関などへの搬送に必要な体制を確立すること。
- ⑪ 県の避難所運営マニュアルで示した備蓄すべき物資について、すべての市町村が必要な物資を備蓄できるように、市町村まかせにせず、補助などの財政的支援や備蓄品の現物提供、広域的な避難所の相互提供体制の確保も含めた措置をとること。
- ⑫ 避難所以外に避難している避難者について、情報を収集し、親身に支援すること。
- ⑬ 地域住民と帰宅困難者の避難場所と避難施設及びその受け入れを抜本的に拡充すること。とくに、災害弱者の方の支援体制を地元市町村と協力して進めること。
- ⑭ 台風等災害による停電の被害を防止し、発災時の早期復旧が可能となるように、必要な人員の確保や災害対策を準備するように、電気事業者と協議、連携すること。
- ⑮ 石油コンビナートについて、必要な消防力を広域的に確保するとともに、地震の際の護岸の側方流動化はじめとした地盤の液状化対策への対策を強化すること。
- ⑯ 最近のスーパー台風や局地的豪雨災害の発生増加傾向を踏まえて、河川改修計画と浸水被害想定を見直すこと。基礎自治体の枠を超えた広域的な避難計画を立て、訓練を行うこと。中小河川の堤防の嵩上げ、水位計や監視カメラの増設を行うこと。
- ⑰ 日本最大のゼロメートル地帯である名古屋南西部を含む尾張西部地方について、津波避難施設の整備、河川・海岸堤防の耐震強化、排水機場の耐震化、地盤の沈下と液状化対策などを当該自治体と連携して早急に進めること。
- ⑱ 県内約1万8000カ所の土砂災害危険箇所について、必要な土砂災害警戒区域（2020年7月3日現在1万6338カ所）および土砂災害特別警戒区域（同1万4625カ所）の指定を急ぐとともに、砂防堰堤の整備、ため池対策などを加速すること。ライフラインを総点検し、急傾斜地崩壊危険区域など土砂崩れ対策、大規模造成宅地災害対策を強化すること。
- ⑲ 亜炭鉱跡地対策を促進すること。亜炭鉱跡の実態を把握するための調査および充填に関する事業の実施を国に働きかけるとともに、国の「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金」を申請し、県として率先して抜本的な対策を行うこと。
- ⑳ 消防力の低下をもたらす消防組織の合併、消防署や出張所の統廃合を中止すること。広域的に出動する名古屋市の消防ヘリコプターの運航について応分の費用を負担すること。救急車や消防車の台数を全国平均なみに増やすこと。消防や地域の防災力強化のために抜本的予算措置をとること。
- ㉑ 公共施設、特に学校の塀や壁、バックネットの支柱など、倒壊の危険があるものを早急に撤去

・補強して、県民・子どもの安全を守ること。民間の安全基準を満たしていないブロック塀の除去の応援をすること。

- ②県内産材を利用した木造仮設住宅の開発をすすめること。民間賃貸住宅を「みなし仮設住宅」として活用するのに必要な準備をすすめること。
- ③災害被害者の住宅・生活・営業の県独自の支援策をつくること。被災者の生活再建をするために国施策とあわせて、全壊住宅に対しては500万円の支援金を支給すること。また、半壊の家屋であっても住めない状態のものは全壊とみなす措置をとり、半壊世帯・一部損壊世帯も支援の対象とするよう、制度を拡充させること。
- ④地震や津波などの情報の確かな収集を強化するとともに、市町村長による避難の指示等や住民への伝達が的確におこなえるようにするため、支援を強化すること。
外国人への避難情報が的確に伝わるように徹底すること。

(2) 原発災害から県民を守るために

- ①福島原発事故から真摯に教訓をくみとり、愛知県原子力防災計画を実効性のある原発事故緊急時対策に抜本的に見直すこと。保健所、保健センターなどに放射線測定器の設置・ヨウ素剤の備蓄をすること。
- ②すべての市町村に①と同様の見地で「原子力防災計画」の策定・見直しを行うよう援助すること。
- ③愛知県在住の福島原発事故の被災者について、自主的避難者も含めて、健康診断や生活支援、相談窓口の開設など、市町村とも連携しながら県として支援を強化すること。
- ④3・11の被害の実態から原発の危険性について、県の職員（教員含むすべての関係者）の研修を行い、県レベルで事故を想定した手順書の基本を作成し、各市町村がそれに準じて作成するよう援助すること。
- ⑤文部科学省が全国の小中高校生に配布した放射線副読本（2018年改訂）は、原子力事故の評価等問題が多い。国会事故調報告をベースに、「小・中・高」生向けに副読本を作成し、学校での教育を進めること。

12. 政府に「戦争法」廃止を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を

(1) 「平和県宣言」の趣旨に基づき、憲法9条を基本に平和を守る県政を

- ①県庁前に「平和県宣言」の記念碑を建てること。「戦争のない世界、原水爆脅威のない世界」を広くアピールすること。
- ②県民の財産である港湾や空港の平和利用を追求すること。県営名古屋空港を県民のための空港として充実すること。港湾や空港への核兵器の持ち込みと米軍使用は認めず、F35戦闘機をはじめとする外国軍戦闘機の空港への飛来、外国軍艦や自衛艦の入港をやめさせ、平和な空港・港にすること。
- ③核兵器禁止条約が国連で採択された今、改めて核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、憲法擁護を含む「非核平和自治体宣言」を決議すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することをめざし、非核平和事業をビジョンや政策指針に盛り込み、非核平和事業を予算化すること。国に核兵器禁止条約の署名・批准を要請すること。
- ④高齢化し、年々減少している被爆者の被爆体験の継承は、時間が限られてきている。今だからこそ、被爆体験の継承事業と、それを活かした平和施策をすすめるために、「被爆者支援予算」を大幅に拡大すること。

- ⑤原爆放射能による遺伝的影響をはかるため、被爆二世へのアンケート調査を行うこと。他の自治体ですすめられている被爆二世手帳の交付、被爆二世への医療費助成、被爆二世健診に対する独自の補助によるガンなどの健診項目の拡大をすすめること。
- ⑥「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で、核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝える被爆者団体が作成したパネルの展示の企画展を検討すること。同資料館を通して、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集などを行うこと。
- ⑦政府に対し、憲法違反の「戦争法」「秘密保護法」「共謀罪法」廃止、「集団的自衛権」容認の閣議決定撤回を求めること。
- ⑧自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵中止を求めること。米軍等の空港の利用を認めず、軍用機の事故防止対策の強化を求めること。
- ⑨日本がかつて行った侵略戦争や植民地支配を反省し、県としてもアジア諸国と良好な友好関係をめざすこと。日本軍「慰安婦」問題、強制連行・強制労働問題解決のための立法化を国に強く働きかけること。
- ⑩小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。学校教育において日本国憲法、平和、ヒロシマ、ナガサキ、フクシマを学ぶ機会を設けること。広島平和記念資料館所有の広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の活用を、原爆パネルとともに小中高等学校を含め公共施設での展示を行い、被爆の実相を広げること。
- ⑪子どもの権利条約の観点から、職場体験、「総合学習」などによる小中高校における自衛隊「職場」体験や、自衛官の募集を中止すること。とりわけ、自衛隊募集に関する住民基本台帳の対応として、昨年度までの「抽出閲覧」から、宛名シールを住民基本台帳データに基づき作成し、自衛隊に対して提供する自治体が生まれていることは、人権やプライバシーの村長の面からとても許されるものではない。各市町村に対して、中止するよう働きかけること。
- ⑫市町村に対して、自衛隊新入隊員激励会を行わないよう働きかけること。

(2) 愛知が軍需産業の拠点とならないために

- ①国に対して、防衛装備移転三原則の閣議決定の撤回と武器輸出三原則の復活・厳守を求めること。
- ②核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35の整備を、愛知県にある三菱重工が受け入れることを県として拒否すること。
- ③県は「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けたが、三菱重工の軍用機の生産等に手を貸すことおそれが強まっている。軍事産業支援につながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用禁止を明確にすること。航空宇宙産業は、徹底した平和産業として育成すること。
- ④国内で最終組立て等を行ったF35Aは米国政府が管理しており、日米地位協定が適用される。米軍機の試験飛行や修理を目的とした名古屋飛行場利用の取り決めについての考え、また地位協定のどの規定で利用しているのか明らかにすること。
- ⑤愛知県の地域防災計画では、民間機と自衛隊機の墜落などの対策が述べられている。しかし、三菱重工でテスト飛行を行っているF35は、「日米地位協定の適用のある航空機」であれば、日本の法律による対策がとれないことになる。県として、このような航空機の災害にどう対策するのか、見解を示すこと。
- ⑥F35の試験飛行、リージョナルデポを受け入れるのであれば、愛知県防災計画にも位置づけを行うべきである。県の見解を明らかにすること。

13. 県政は大企業の応援でなく、市町村自治と住民生活の応援を

(1) 「道州制」に反対し、住民福祉の増進のための真の地方分権改革を

- ①安倍政権がすすめようとする「道州制基本法案」に反対し、住民の手により、自治体が主体的に地方自治を推進・拡充できる施策を国に要求すること。
- ②県民生活優先の公共サービスの確立と推進、そのための適正な職員の配置を行うこと。
- ③公務公共サービスの民営化・産業化はおこなわず、県が責任を持って公共サービスを提供すること。
- ④ICT（情報・通信技術）の活用にあたり、個人情報保護を最大限に留意し、住民参加を保障すること。
- ⑤県の人口の1割、面積では3分の1を占める東三河広域連合について、単純な経費の縮減や効率化を求めるのではなく、身近な行政は身近な自治体が行う立場で、拙速な取り組みを行わないよう関係市町村に働きかけること。

(2) 大企業だけが潤う「日本一元気な愛知」づくりではなく、国の悪政から県民生活を守る県政を

- ①グローバル展開する大企業だけが潤う大都市圏づくりをやめ、「行政の目標は住民生活の向上」を第一に、国の悪政から県民生活を守るとともに、市町村や県民とともに住みやすい・住み続けられ、県民が日本一元気な愛知づくりをすすめること。
- ②グローバル企業の利益のためのTPP11の協定実施にあたっては日本の農業への十分な保護を行い、国民のいのちと健康を侵す恐れのある事項は十分防御するよう、政府に働きかけること。

(3) 財界の意向を重視する県政ではなく、県民や市町村、県職員の声が生きる県政を

- ①県政を運営する主人公は県民であるという立場で、計画・企画の段階から情報公開をすすめ、現地・現場である各市町村の意見や県職員の声を県政運営に反映すること。
- ②大企業にも、社会的責任を果たすことを求める県政運営を進めること。
- ③各種審議会・委員会に公募による委員を含めて多くの県民の代表が参加できるようにするとともに、少ない女性委員の比率を最大限5割に近づけること。

(4) 少子高齢化・人口減少がすすむ市町村に対して実態に合った特別の対策を

少子高齢化・人口減少が進む設楽町、東栄町、豊根村、飛島村、新城市、南知多町、美浜町に対しては、それぞれの市町村の実態に合った特別の対策を講じること。